

実績評価シート

担当課長：環境管理局総務課長

<p>施策名</p>	<p>大気環境の保全（地球規模の大気環境の保全を除く。）</p>																																								
<p>1 施策の概要</p>	<p>原因物質の特性やその発生源など問題の態様に応じて、規制や自主的取組の促進など多様な措置を講じることにより、大気汚染に係る環境基準の確保を図り、国民の健康の保護及び生活環境の保全を図る。</p>																																								
<p>2 (1) 施策の目的、目標・達成時期</p>	<p>2 (2) 達成状況</p>																																								
<p>環境基準の達成・確保を始めとして、大気環境に係る国民の健康の保護及び生活環境の保全を図る。</p> <p>(1)大都市圏等への負荷の集積による問題への対策</p> <p>ア 二酸化窒素に係る環境基準の早期達成・確保 二酸化窒素に係る環境基準 1時間値の1日平均値が0.04～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下</p> <p>イ 浮遊粒子状物質(SPM)に係る環境基準の早期達成・確保 SPMの環境基準 1時間値の1日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m<sup>3</sup>以下であること</p> <p>ウ スパイクタイヤ粉じんによる大気汚染の防止。 具体的には、冬期降下ばいじん量が20t/km<sup>2</sup>/月を超えないレベル（スパイクタイヤ法の地域指定要件）に維持すること。</p>	<p>以下、個別の達成状況を参照。</p> <p>(1)大都市圏等への負荷の集積による問題への対策</p> <p>ア 長期評価による二酸化窒素環境基準達成状況（％）</p> <table border="1" data-bbox="804 1133 1406 1263"> <thead> <tr> <th></th> <th>H7</th> <th>H8</th> <th>H9</th> <th>H10</th> <th>H11</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般局</td> <td>88.8</td> <td>84.0</td> <td>78.9</td> <td>74.1</td> <td>95.0</td> </tr> <tr> <td>自排局</td> <td>41.2</td> <td>33.3</td> <td>34.3</td> <td>35.7</td> <td>59.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 長期評価によるSPM環境基準達成状況（％）</p> <table border="1" data-bbox="804 1435 1406 1565"> <thead> <tr> <th></th> <th>H7</th> <th>H8</th> <th>H9</th> <th>H10</th> <th>H11</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般局</td> <td>63.5</td> <td>69.8</td> <td>61.9</td> <td>67.3</td> <td>90.1</td> </tr> <tr> <td>自排局</td> <td>35.4</td> <td>42.4</td> <td>34.0</td> <td>35.7</td> <td>76.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 冬期平均（ピーク）降下ばいじん量（t/km<sup>2</sup>/月） S60～H1；20～40(50～60)前後 H2～H6；20～30(20～40)前後 H6～H9；5～10(10～20)前後 スパイクタイヤの冬期ピーク装着率 ・北海道以外の地域においては、平成5年度頃からほぼ0％ ・北海道においては、平成9年度には数％程度に減少 (「スパイクタイヤ問題に関する調査」(平成</p>						H7	H8	H9	H10	H11	一般局	88.8	84.0	78.9	74.1	95.0	自排局	41.2	33.3	34.3	35.7	59.1		H7	H8	H9	H10	H11	一般局	63.5	69.8	61.9	67.3	90.1	自排局	35.4	42.4	34.0	35.7	76.2
	H7	H8	H9	H10	H11																																				
一般局	88.8	84.0	78.9	74.1	95.0																																				
自排局	41.2	33.3	34.3	35.7	59.1																																				
	H7	H8	H9	H10	H11																																				
一般局	63.5	69.8	61.9	67.3	90.1																																				
自排局	35.4	42.4	34.0	35.7	76.2																																				

11年度まで環境庁実施)結果より)

## エ 二酸化硫黄に係る環境基準の達成・確保

二酸化硫黄に係る環境基準

1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること

エ 近年の二酸化硫黄の環境基準の達成状況は、火山等自然要因によるものを除いて、大部分の測定局で環境基準を達成しており、良好な状態が続いている。

## (2)多様な有害物質による健康影響の防止

### ア 環境基準の達成・確保

ベンゼン等に係る環境基準

ベンゼン：1年平均値が0.003mg/m<sup>3</sup>以下

トリクロロエチレン：1年平均値が0.2mg/m<sup>3</sup>以下

テトラクロロエチレン：1年平均値が0.2mg/m<sup>3</sup>以下

ジクロロメタン：1年平均値が0.15mg/m<sup>3</sup>以下

環境基準が設定されている物質を含め、自主管理対象物質については、自主管理目標(排出量)の達成

ア ベンゼンについては、約2割のモニタリング地点で環境基準を超過している。それ以外の環境基準設定項目については、全国で基準値を達成している。

環境基準が設定されている物質を含め、自主管理対象物質12物質のすべてについて、自主管理目標を達成している。

## (3)地域の生活環境に係る問題への対策

### ア 騒音に係る環境基準の達成・確保

ア 騒音環境基準(一般地域)達成率；  
H7～H10；70%前後、H11；66%

道路に面する地域の騒音環境基準達成率；  
H7～H10；12%前後、H11；37%

昼夜ともに達成している率。なお、平成11年から環境基準が改正されているため、それ以前のデータと単純な比較はできないが、騒音の状況は概ね変化がないものと考えられる。

航空機騒音に係る環境基準達成率；

H10、H11；約54%

苦情件数の推移

H8；15,059、H9；14,011、H10；12,679、

H11；12,452

イ 地域住民の大部分が日常生活において振動による支障を生じない程度の一般環境の確保

ウ 地域住民の大部分が日常生活において悪臭を感知しない程度の一般環境の確保  
当面、悪臭苦情件数を平成18年までに現在の約半分（1万件）にまで低減することを目標とする。

エ その他大気に係る生活環境保全対策

- ・光害対策  
不適切な屋外照明による生活環境への支障の防止
- ・ヒートアイランド対策  
地域住民の大部分が日常生活において暑熱による顕著なストレスを感じない程度に向上

#### (4)光化学オキシダント対策

ア 光化学オキシダントに係る環境基準の早期達成  
光化学オキシダントに係る環境基準  
1時間値が0.06ppm以下であること

#### (5)大気環境の監視・観測体制の整備

ア 信頼できる常時監視データによる大気環境の把握

イ 昭和50年代（3000～4000件）と比べて漸減傾向であり、また規制対象施設が原因となる苦情件数の割合も50%以上であったものが30%程度となっている。

苦情件数の推移

H8；2,742、H9；2,662、H10；2,257、  
H11；2,124

ウ 悪臭の苦情件数は平成5年度の約1万件を底として増加傾向にあり、平成10年度は約2万件に達している。平成11年度は若干減少したものの、18,732件と依然として高い水準にある。

	H8	H9	H10	H11
苦情件数	11,942	14,554	20,092	18,732

（悪臭防止法施行状況調査より）

エ 状況

- ・星空観察の推進等による普及啓発を進めているほか、ガイドラインの策定等具体的な取組の推進のための施策を実施
- ・現象把握のためのシミュレーションモデルの作成や対策手法の取りまとめなどの調査研究について一定の成果を上げているほか、税制優遇措置といった具体的施策を実施

ア 環境基準達成率はきわめて低い状況（近年でも全体の1%未満）で推移

ア 平成11年度末現在、地方自治体の常時監視測定局として一般環境測定局：1,712局、自動車排出ガス測定局：410局の計2,122局で常時監視を行っている。また、国設局は、大気環境測定局：9局、自動車交通環境測定局：5局の計14局

<p>イ 大気汚染物質広域監視システムを活用した常時監視データの即時収集・公表可能体制の整備</p>	<p>で常時監視を行っている</p> <p>イ 平成13年度末までの同システム接続予定自治体数...43都道府県</p>
<p>ウ 国自らが監視・測定すべき物質に対応した監視・測定体制の整備</p>	<p>ウ 国設局におけるPM2.5監視測定体制整備...平成13年度末までに新たに5局予定。計15局。</p>

<p>3 課題の体系</p>	<p>(1)大都市圏等への負荷の集積による問題への対策</p> <p>ア 窒素酸化物対策</p> <p>(ア)固定発生源対策 工場・事業場の排出規制</p> <p>(イ)自動車排ガス対策 総量削減対策 自動車単体対策 燃料対策</p> <p>(ウ)その他の対策 環境基準の設定調査 船舶・航空機対策調査</p> <p>イ 浮遊粒子状物質対策</p> <p>(ア)固定発生源対策 工場・事業場の排出規制</p> <p>(イ)ディーゼル排気粒子対策その他の自動車排出ガス対策 総量削減対策 自動車単体対策 燃料対策</p> <p>(ウ)その他の対策 環境基準の設定調査 科学的知見の充実 船舶・航空機対策調査</p> <p>ウ スパイクタイヤ粉じん対策 スパイクタイヤ対策</p> <p>エ 硫黄酸化物対策等</p> <p>(ア)固定発生源対策 工場・事業場の排出規制</p> <p>(イ)その他の対策 環境基準の設定調査 船舶対策調査</p> <p>(2)多様な有害物質による健康影響の防止 有害大気汚染物質排出抑制対策 環境基準の設定調査</p>
----------------	---

	<p>(3)地域の生活環境に係る問題への対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 騒音対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>固定発生源対策</li> <li>自動車その他の移動発生源対策</li> </ul> </li> <li>イ 振動対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>固定発生源対策</li> <li>自動車その他の移動発生源対策</li> </ul> </li> <li>ウ 悪臭対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>固定発生源対策</li> <li>臭気環境目標の設定等</li> </ul> </li> <li>エ その他大気に係る生活環境保全対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>光害対策</li> <li>ヒートアイランド対策</li> </ul> </li> </ul> <p>(4)光化学オキシダント対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 固定発生源対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>工場・事業場の排出規制</li> </ul> </li> <li>イ 自動車排ガス対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>自動車単体対策</li> <li>燃料対策</li> </ul> </li> <li>ウ その他の対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>環境基準の設定調査</li> </ul> </li> </ul> <p>(5)大気環境の監視・観測体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大気環境監視体制の整備</li> <li>常時監視データの即時収集及び公表</li> <li>有害大気汚染物質のモニタリング</li> <li>環境中の放射性物質の状況の把握のための監視・測定</li> <li>PM2.5自動連続測定器による通年データの収集・精度向上</li> </ul>
<p>4 評価</p>	<p>(1)大都市圏等への負荷の集積による問題への対策</p> <p>環境基準の達成率が依然厳しい状況にあるNO<sub>2</sub>、SPMについて、単体規制の強化、自動車NO<sub>x</sub>法改正による自動車排ガス対策の強化、これらの対策による環境改善効果を適切にフォローアップしていくことが必要。</p> <p>また、SPMのうち2次生成粒子の汚染の仕組みの解明を急ぎ、固定発生源対策の強化を始めとした総合的なSPM対策の強化を推進することが必要。併せて、SPMの中でも粒径の小さいPM2.5やそれに含まれるDEPは、その健康影響が国際的にも懸念されており、その健康影響の評価を急ぎ、適宜対策の強化に反映させていくことが必要。</p> <p>(2)多様な有害物質による健康影響の防止</p> <p>環境基準が設定されている4物質のうち、環境基準が達成できていないベンゼンについては、地域単位での新たな自主管理スキーム</p>

を導入したが、今後この対策の効果を適切にフォローアップすることが必要。

また、環境基準が設定されていない物質については、現在実施し効果をあげている自主管理スキームを継続し、必要に応じて更なる対策の推進を行っていくことが必要。さらに、発生源等に関する知見の不十分な水銀等の物質については、科学的知見を充実し、取組の推進を図ることが必要。

### (3)地域の生活環境に係る問題への対策

#### ア 騒音対策

規制基準や規制対象施設等の見直し、騒音低減技術の評価など騒音規制法に基づく固定発生源対策の充実強化が必要。

また、移動発生源対策については、特に自動車騒音に係る環境基準の達成率が低いことから、対策の抜本的見直しが必要。

#### イ 振動対策

振動規制法に基づく規制の実施をより効果的なものとするため、現在実施している振動防止技術指針（固定発生源対策）を取りまとめ、地方公共団体の事業者に対する適切な指導等に役立てることとしており、その効果を適切にフォローアップすることが必要。また、必要に応じて、規制基準の見直し等、固定発生源対策の充実を行うことも検討すべき。

移動発生源対策については、全苦情件数に対する割合は低いものの、在来鉄道等について更に対策を検討することが必要。

#### ウ 悪臭対策

特に近年、特定悪臭物質の濃度による規制のみによっては対応しきれない複合臭に対する苦情が大部分を占めているが、これに対応するため、悪臭防止法に基づく規制について、平成12年度までに完全に整備された人の嗅覚を用いて臭気を総体として捉える新たな規制（臭気指数規制）を定着させるとともに、その効果を適切にフォローすることが必要。

また、併せて、悪臭に係る環境の状況を的確に評価し、取組の目標とするため、臭気環境目標の設定を検討することが必要。

#### エ その他大気に係る生活環境保全対策

光害対策については、普及啓発については一定の成果を上げているものの、具体的な対策については地方公共団体向けのガイドラインを策定する等の取組が端緒に止まらばかりであり、今後、取組の推進状況を適切にフォローアップし、必要に応じて更なる対策を検討することが必要。

ヒートアイランド対策については、調査研究等一定の成果を上げており、今後、さらに現象の解明や対策の検討など基礎的な施策を進め、一層の具体的・効果的施策の推進を図ることが必要。

(4)光化学オキシダント対策

光化学オキシダントの原因物質への対策を強化する中で、光化学オキシダント対策として窒素酸化物や炭化水素の排出削減を進め、対策による改善効果を適切にフォローアップすることが必要。

(5)大気環境の監視・観測体制の整備

時代に即した測定方法等の指針を示すことや継続的に信頼性のあるデータの確保のための財政的支援を継続的に行っていくことが必要。

また、環境基準の対象となっていない物質の監視・測定体制の整備は全国的にも充分とは言えない状況であり、特に、PM<sub>2.5</sub>については、国、地方自治体相互に連携した観測体制を整備していくことが必要。